

市町村合併関係資料

平成18年4月
総務省自治行政局

市町村合併の背景と効果について

1. 地方分権の推進

- ≫平成11年、地方分権一括法。自己決定・自己責任のルールに基づく行政システムの確立。
 - 地方公共団体の自主性に基づく地域間競争
 - 個性ある多様な行政施策を展開するためには、一定の規模・能力(権限、財源、人材)が必要。

2. 少子高齢化の進展

- ≫ 今後、本格的な少子高齢化社会の到来は必然。市町村が提供するサービスの水準を確保するためには、ある程度の人口の集積が必要。

3. 広域的な行政需要が増大

- ≫ 人々の日常生活圏が拡大するに従い、市町村の区域を越えた行政需要が増大しており、新たな市町村経営の単位が求められている。

4. 行政改革の推進

- ≫ 国・地方を通じて、極めて厳しい財政状況にある中、国・地方とも、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められており、公務員の総人件費改革等、更なる行政改革の推進が必要。

地方分権の推進についての動き

平成 5 年 6 月 3・4 日 地方分権の推進に関する決議（衆・参議院）

7 年 4 月 1 日 **市町村合併特例法の改正の施行**（平成 7 年延長）

- ・ 合併協議会設置に係る住民発議制度の創設
- ・ 議員の定数・在任特例の拡充
- ・ 過疎債の特例措置の創設 等

5 月 19 日 **地方分権推進法成立**

7 月 3 日 地方分権推進委員会発足

8 年 12 月 20 日 地方分権推進委員会第 1 次勧告→機関委任事務制度の廃止等

9 年 7 月 8 日 地方分権推進委員会第 2 次勧告→事務区分、国地方関係調整ルール等

9 月 2 日 地方分権推進委員会第 3 次勧告→地方事務官、事務区分

10 月 9 日 地方分権推進委員会第 4 次勧告→係争処理手続 等

10 年 5 月 29 日 地方分権推進計画閣議決定→**市町村合併特例法の改正項目**

11 月 19 日 地方分権推進委員会第 5 次勧告

11 年 7 月 8 日 **地方分権一括法成立**

→ **市町村合併特例法の改正を施行**（平成 11 年改正）

- ・ 住民発議制度の拡充
- ・ 市となるべき要件の緩和
- ・ 地方交付税の額の算定の特例（合併算定替の期間の延長）
- ・ 地域審議会の設置
- ・ 地方債の特例（合併特例債）等

12 年 4 月 1 日 地方分権一括法施行

11 月 27 日 地方分権推進委員会意見 → **市町村合併の推進についての意見**

合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公開を通じた気運の醸成

→**市町村合併特例法の改正項目を含めた市町村合併の推進についての意見**

13 年 7 月 3 日 地方分権改革推進会議発足

14 年 3 月 31 日 **市町村合併特例法の改正を施行**（平成 14 年改正）

- ・ 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入
- ・ 一部事務組合等に関する特例 等

15 年 4 月 30 日 第 27 次地方制度調査会中間報告

今後の地方自治制度のあり方についての中間報告

5 月 23 日 第 27 次地方制度調査会意見

- ・ 地方税財政のあり方についての意見 - 地方分権推進のための三位一体改革の進め方について -

6 月 6 日 地方分権改革推進会議意見

- ・ 三位一体の改革についての意見

11 月 13 日 第 27 次地方制度調査会答申等

- ・ 今後の地方自治制度のあり方に関する答申
- ・ 当面の地方税財政のあり方についての意見

16 年 5 月 12 日 地方分権改革推進会議最終報告

5 月 19 日 **合併三法成立**（平成 16 年改正）

- ・ 合併特例区・地域自治区制度の創設
- ・ 市町村合併推進のための方策
- ・ 都道府県の自主的合併手続き等の整備 等

17 年 4 月 1 日 **市町村合併の特例等に関する法律（合併新法）を施行**

少子高齢社会の進展

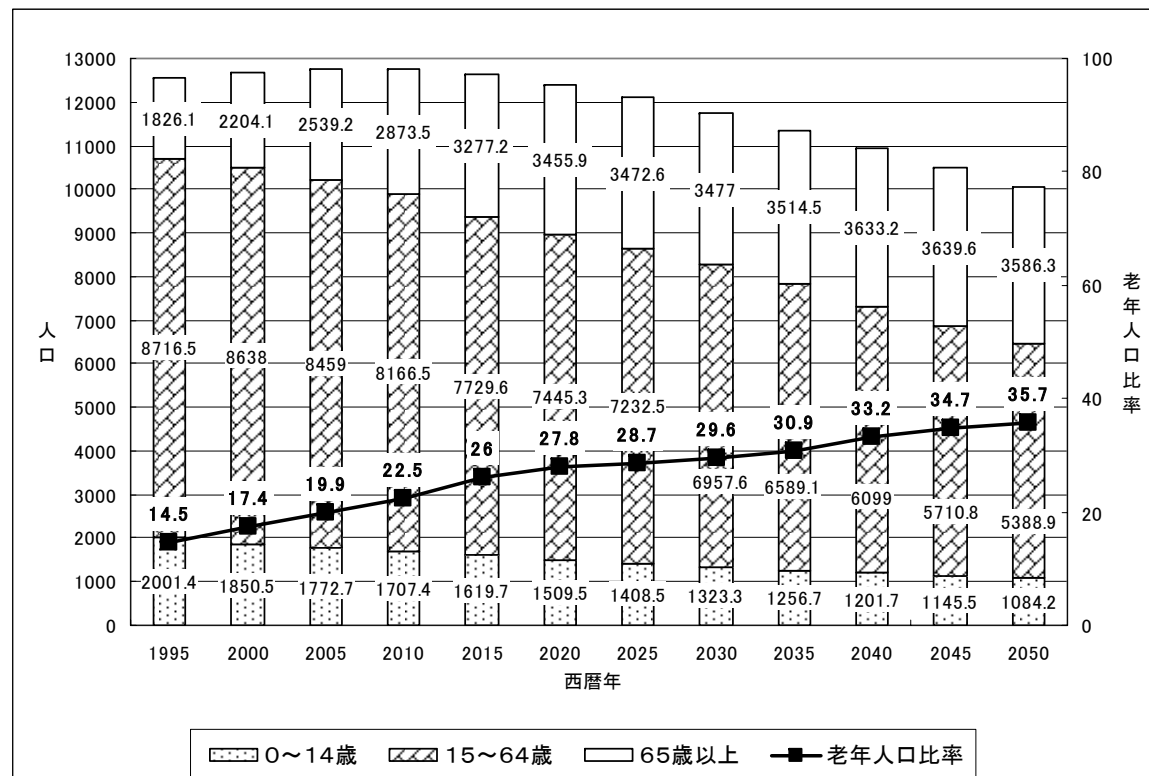
◇ 2030年には2005年に比べ、総人口は8%減少、15歳から64歳までの生産年齢人口は18%減少し、さらに2050年には、総人口は21%減少、生産年齢人口は36%減少することが予想される。

◇ 0歳から14歳までの年少人口は年々減少し、2050年には2005年に比べ39%の減になることが予想される。一方、65歳以上の老年人口の割合は年々高まり、2005年には20%であるものが、2050年には36%になることが予想される。

将来推計人口(人口)

万人

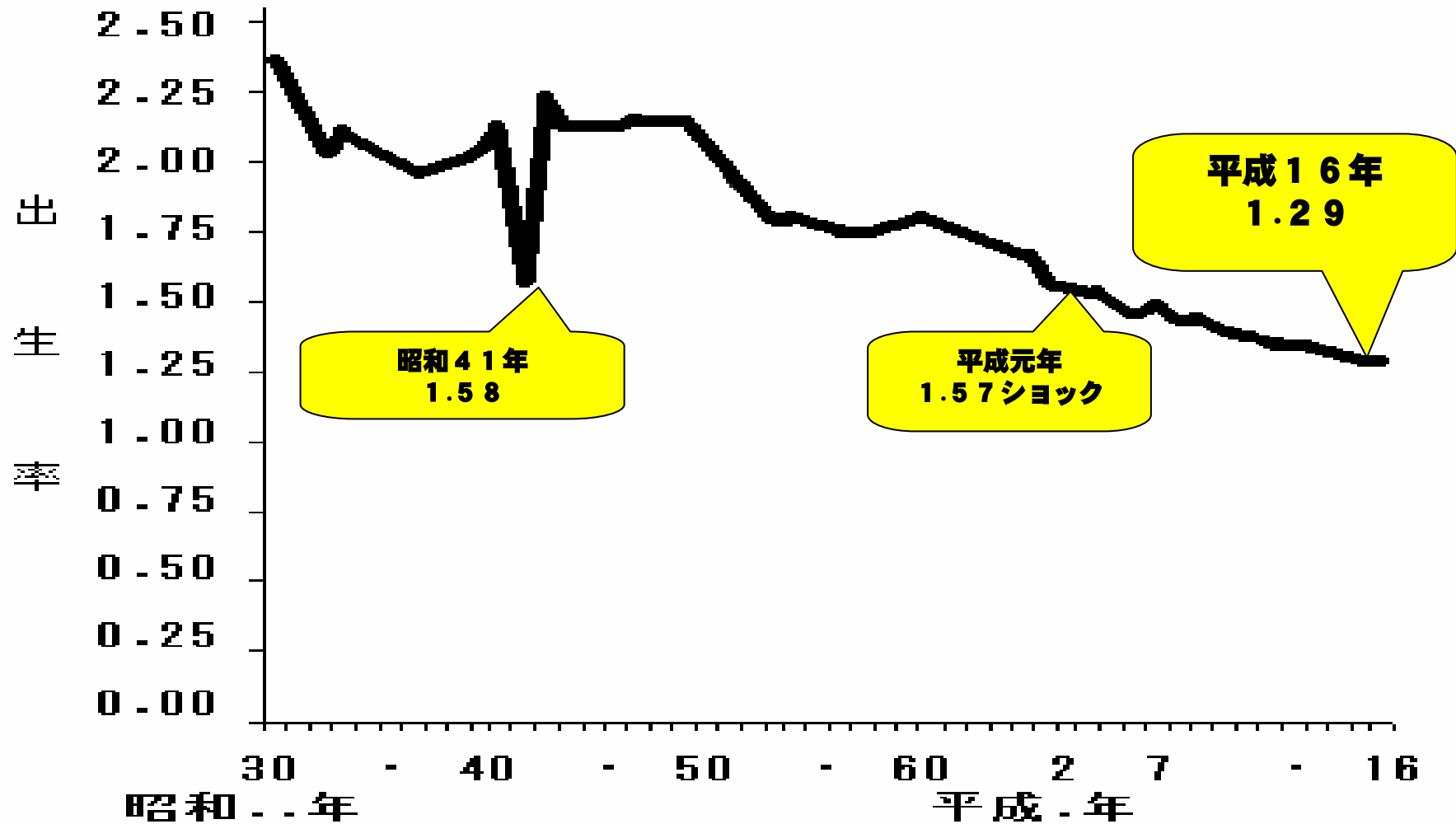
%



出典

「都道府県の将来推計人口」平成14年1月 国立社会保障・人口問題研究所
但し、1995年については、「平成7年国勢調査最終報告書 日本の人口」(総務省統計局)によった。

合計特殊出生率の年次推移

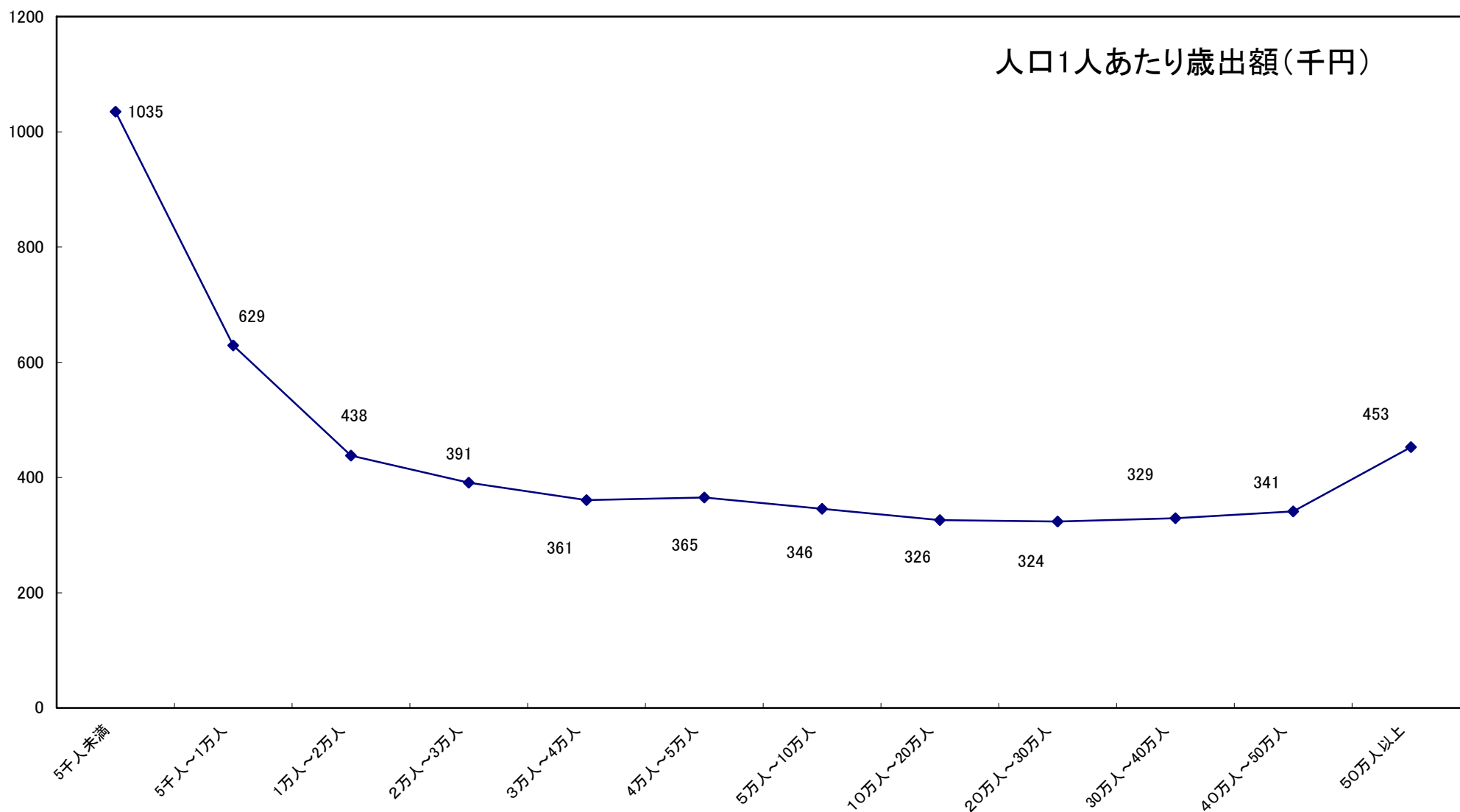


小規模団体の組織・職員配置状況について（a町のケース（人口約3千））

| 課（部・係制はなし） | 担当業務 | 備考 |
|---------------|--|---|
| 総務課 (12名) | ①庶務・行政(8名) ②企画・財政(4名) ③税務(4名) ④選挙(2名) | ①～④のうち、 3分野を兼務する職員:2名、2分野を兼務する職員:2名 ・企画担当者(2名)は、企画を含め、それぞれ7事務、22事務を担当 ・法令担当者(1名)は、法令を含め22事務を担当 ・情報化担当者(1名)は、情報化を含め22事務を担当 |
| 住民課 (6名) | 戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、福祉医療、環境衛生 | ○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 <p>(1名) (2名) (1名) (2名)</p> <p>5課 4課 3課 2課</p> ・女性政策担当者(1名)は、女性政策を含め5事務を担当 |
| 保健福祉課 (6名) | 社会福祉、民生児童、保健予防、介護保険 | ○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 <p>(2名) (1名) (2名) (1名)</p> <p>5課 4課 3課 1課</p> ・介護保険担当者(2名)は、介護保険を含め、それぞれ4事務、6事務を担当 |
| 建設課 (8名) | 一般土木・建築・公営住宅、農林土木、水産土木、水道 | ○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 <p>(2名) (1名) (1名) (2名) (2名)</p> <p>7課 6課 3課 2課 1課</p> |
| 産業課 (8名) | 農林業、水産業、商工観光業 | ○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 <p>(2名) (1名) (2名) (2名)</p> <p>5課 4課 3課 1課（課長は総括のみ）</p> |

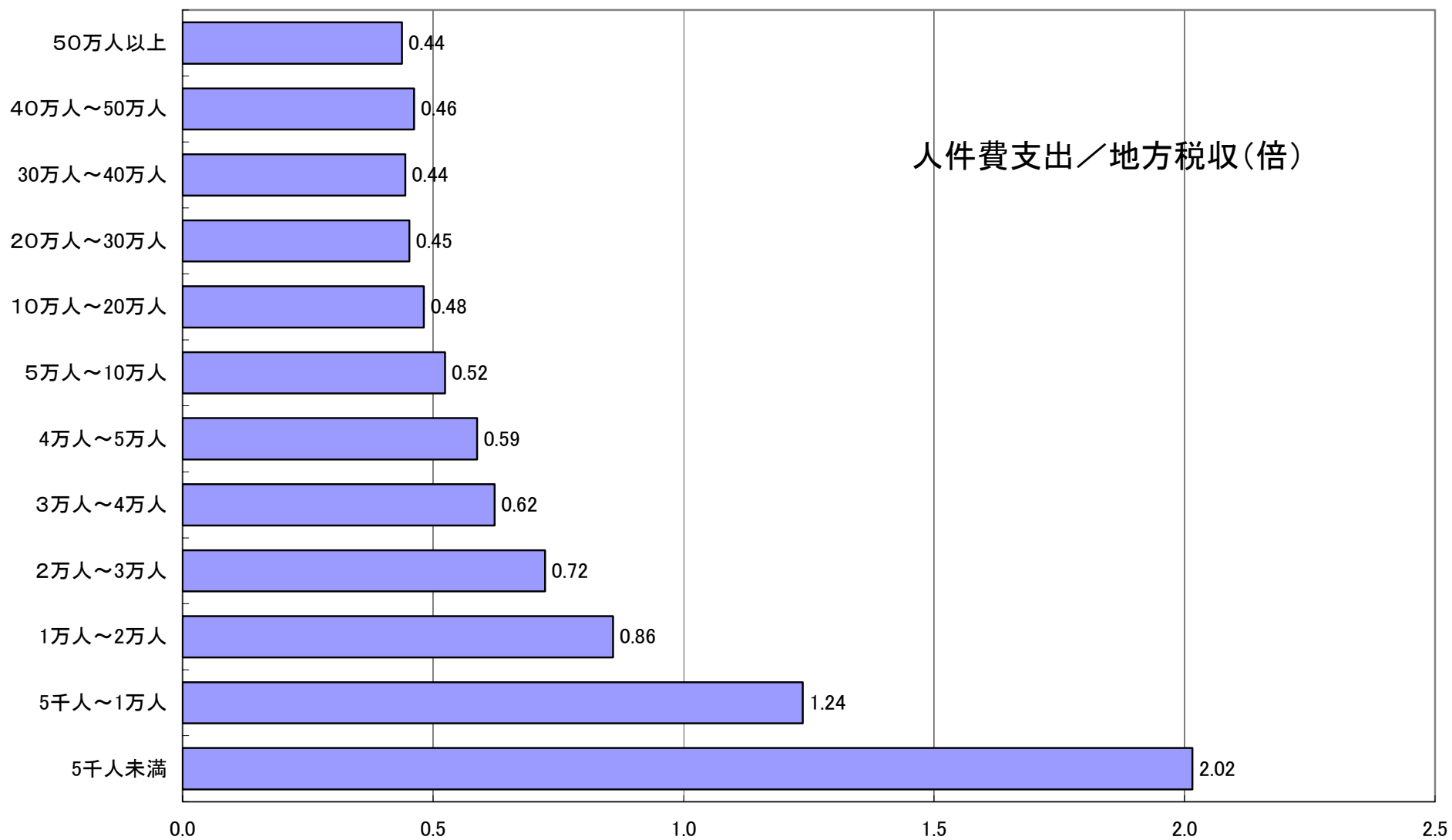
人口1人あたり歳出額

平成15年9月19日 第27次地方制度調査会専門小委員会資料

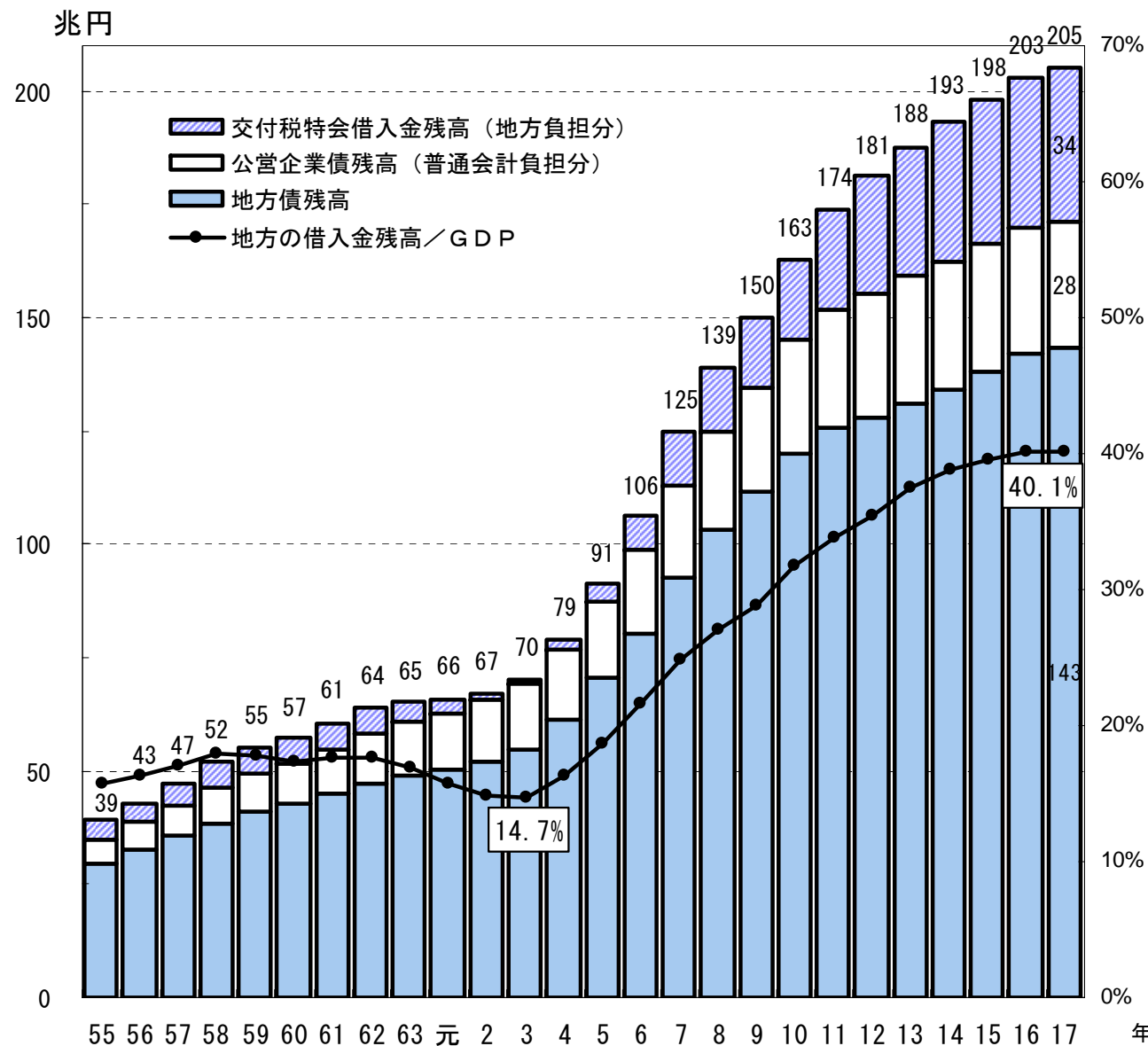


人件費と地方税収

平成15年9月19日 第27次地方制度調査会専門小委員会資料



地方財政の借入金残高の状況



〇 地方財政の借入金残高は、平成17年度末で 205兆円となる見込み。

〇 平成3年度から2.9倍、135兆円の増。

(出所:総務省HP)

「三位一体の改革」

(H^⑩~H^⑱)

| | |
|-----------------------------|----------|
| 国庫補助負担金改革 | 約 4.7兆円 |
| 税源移譲 | 約 3兆円 |
| 地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債) | 約△ 5.1兆円 |

国庫補助負担金改革

| | |
|------------------|-----------|
| ○既決定分 | 3兆8,553億円 |
| ○18年度新規決定分 | 8,108億円 |
| (うち、税源移譲に結びつく改革) | 6,544億円) |
| 合 計 | 4兆6,661億円 |

税源移譲

- 18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施(19年分所得税、19年度分個人住民税から)
- 18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3兆94億円)

地方交付税改革

- 総額の大幅な抑制
 - ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H^⑩~H^⑱) △5.1兆円
- 主な制度の改革等
 - ・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
 - ・財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置))
 - ・不交付団体の増加 人口割合(市町村) H^⑫11.5% → H^⑰18.4%
 - ・段階補正の縮小 小規模市町村の算定を効率的な団体を基礎に縮減(約△2,000億円) 等

新行政改革指針 (H17. 3. 29総務事務次官通知) (抜粋)

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。

現在、市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。また、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も広がりつつある。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

これまでも、地方公共団体においては「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成9年11月14日付け自治事務次官通知）等に基づき積極的に行政改革に取り組み、地方公務員の総数は平成7年以降純減し（10年間の累積で198,895人の純減）、国家公務員と比較した給与水準（ラスパイレス指数）も100を切ったところである（平成16年4月1日現在で全国平均97.9）。また、行政評価の取組、情報公開条例等や個人情報保護条例等の制定、事務・事業の民間委託等も着実に進展してきており、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシングといった新たな取組や指定管理者制度の活用も見られるようになっている。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい。特に、給与制度やその運用などについては、なお一部に不適正な事例も見受けられ、各方面の批判が向けられている。不適正な事例を漫然と放置しては、国民の地方分権に関する共感と理解は到底得られず、もとより早急に是正される必要がある。国・地方を問わず行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要がある。

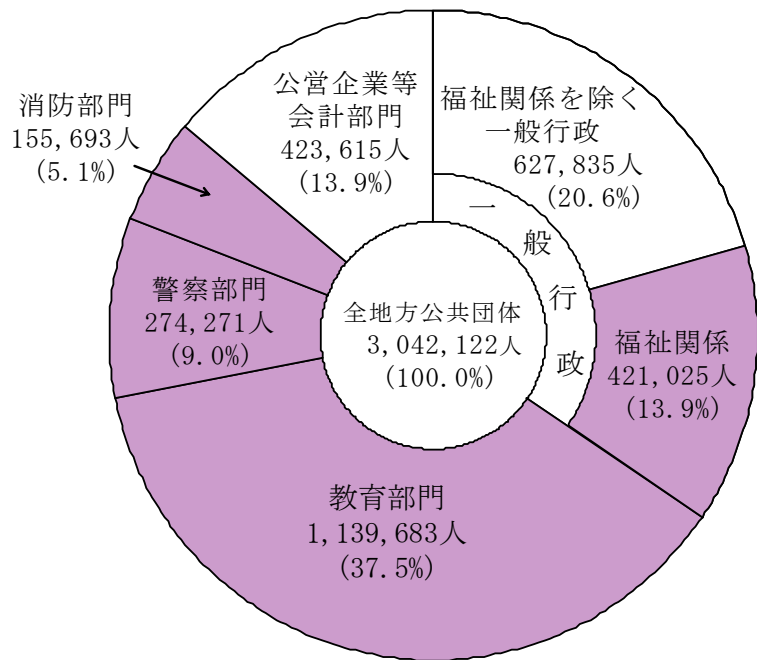
このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。

また、議会においても、改革推進のためにその機能を十分に発揮することが重要である。

このため、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、以下に取組のための新たな指針を示し、これを参考として、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものである。

地方公共団体における定員削減の状況について

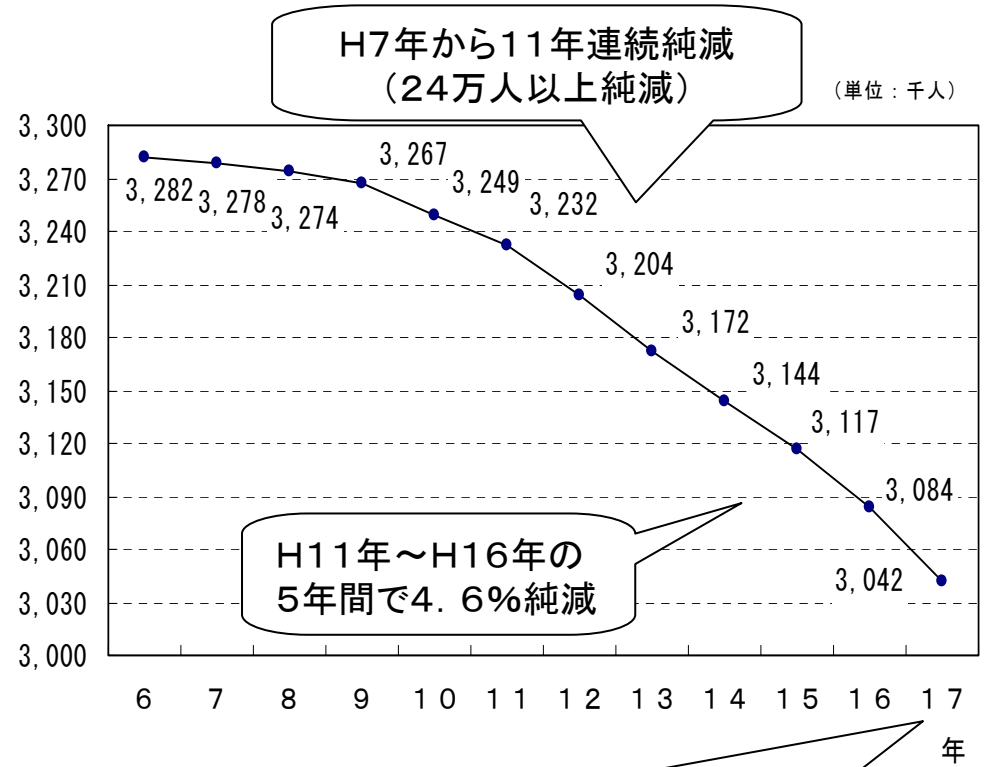
部門別職員数(全地方公共団体)



国が法令等で職員配置を定める
警察・教育等が半数以上

福祉、教育、警察、消防
1,990,672人
(65.5%)

地方公共団体職員総数の推移(平成6~17年)



H7年から11年連続純減
(24万人以上純減)

H11年~H16年の
5年間で4.6%純減

平成17年は、対前年比で4万1千人以上純減
(過去最大の純減)

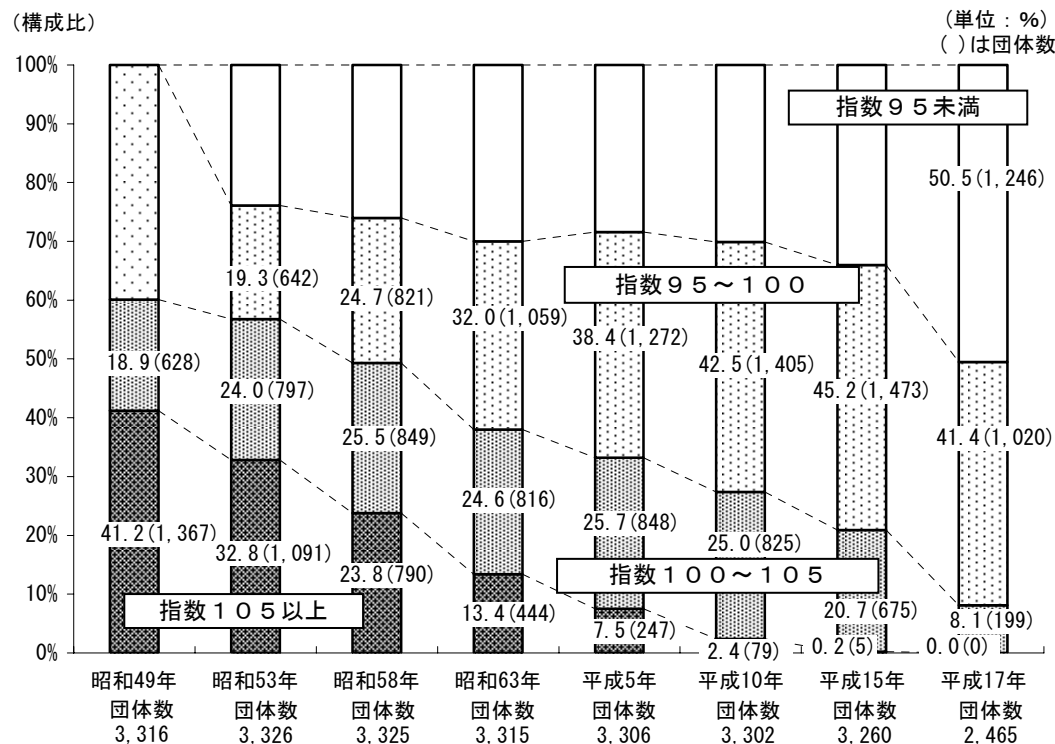
⇒ 新地方行革指針による5年間の「集中改革プラン」に定員の数値目標を明示
総定員の4.6%以上の純減を目指す

地方公共団体における給与適正化の状況について

- ・国家公務員給与と比較した指数(※)は、既に92%の団体(2,266団体)は国以下
- ・全団体の平均は、98.0 (S49.4.1より▲12.6) (H17.4.1現在)

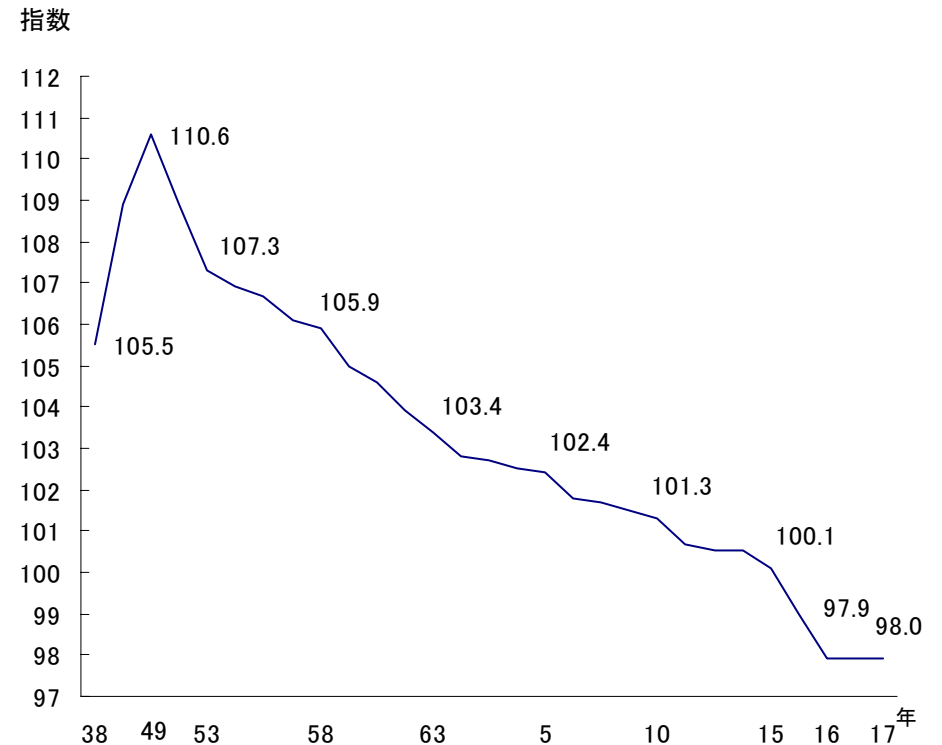
※学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員給与を100として計算した指数(ラスパイレス指数)

ラスパイレス指数の分布状況の推移



※ 昭和49年のラスパイレス指数95未満の団体については、分離できない。

地方公務員の給与水準の推移



地方公共団体における独自の給与削減措置について

○ 税収不足などに伴う地方財政の逼迫 → 財政再建の着実な推進のため、一般職員も含めた独自の給与削減措置に取り組む団体が増加

過半数の地方公共団体が、年額1,450億円以上を削減
 (2,465団体中1,373団体(55.7%)) (1,451億円)
 (平成17年4月1日現在調査)

【参考】

都道府県・指定都市における地方公務員(一般職)の給料削減率

(平成17年4月1日現在)

| 削減最高率 | 給料削減を実施している地方公共団体 (抑制措置の内容) |
|-------|--|
| 8%~ | 島根県(10~6%)、長野県(10~5%)、香川県(10~4%)、広島市(9~3%) |
| 5%~8% | 青森県(6~2%)、新潟県(5~3%)、富山県(5%・3%)、滋賀県(5~2%)、鳥取県(6~4%)、岡山県(6~2.8%)、広島県(7~3%)、高知県(5%・3%)、名古屋市(5.5~1%)、大阪市(6~2%) |
| 3%~5% | 群馬県(3.5%・1%)、千葉県(3%・2%)、神奈川県(4%)、京都府(3.5%・2.5%)、奈良県(4~2%) |
| 2%~3% | 和歌山県(2%・1%)、大分県(2%)、鹿児島県(2%) |
| ~2% | 北海道(1.7%)、宮城県(1.5%) |
| その他 | 大阪府(昇給の24月延伸等)、兵庫県(昇給の12月延伸)、福岡県(成績特昇の凍結) |

新地方行革指針による地方行革の推進について

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度中

新地方行革指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）に基づき、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「**集中改革プラン**」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ・ 定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示）

⇒地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指す

- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）
- ・ 第三セクターの見直し ・ 経費節減等の財政効果 など

※地方公営企業についても公表

- 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、必要に応じ、各地方公共団体に助言、わかりやすく公表
- 一部の地方公共団体における不適正な手当の支給などに対する国民からの厳しい批判を踏まえ、このような状況の是正に強力に取り組む

地方公共団体における集中改革プランの公表に向けた取組状況 (平成17年10月31日現在)

○都道府県、政令市、その他の市区町村(※)においては、ほとんどの団体が集中改革プランの公表に向けて取組。 ※平成17年度中合併市町村を除く。

| | | |
|----------|-----------------|----------|
| 都道府県 | 47団体中46団体 | (97.9%) |
| 政令市 | 全団体 (14団体) | (100.0%) |
| その他の市区町村 | 1,513団体中1,508団体 | (99.7%) |

○平成17年度中合併市町村においては、85%の団体が平成18年度(合併時期の翌年度)までに集中改革プランを公表予定。

| | | |
|--------------|-------------|---------|
| H18年度までに公表予定 | 317団体中270団体 | (85.2%) |
| （H17年度中公表予定 | 107団体 | (33.8%) |
| H18年度中公表予定 | 163団体 | (51.4%) |

都道府県・政令市の集中改革プランにおける 定員管理の数値目標の状況について(速報)(H18.4.10)

- 都道府県・政令市の集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員管理の数値目標の状況について、平成18年3月31日現在の速報として、総務省において取りまとめ

数値目標の状況

平成17年4月1日～22年4月1日の5年間の純減率

都道府県 $\Delta 4.6\%$

政令市 $\Delta 9.3\%$

合計 $\Delta 5.3\%$

※1 平成18年3月31日現在で公表している団体の加重平均。

※2 都道府県については、策定中(東京都、富山県)、策定予定(長野県)、公表予定なし(鳥取県)、職員総数の公表なし(大阪府)の団体があるため、これら5団体を除く42団体で加重平均。

※3 政令市については、策定中の2団体(横浜市、福岡市)を除く12団体で加重平均。

※4 速報値のため、数値に異同がある場合がある(確定値については、団体からのヒアリングを行った後に取りまとめて公表する予定)。

集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況(速報)

(平成18年3月31日現在)

〇都道府県

(平成18年3月31日現在)

| 都道府県 | 平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 | | (参考) |
|------|-----------------------|---|--|
| | 総数 | うち 一般行政部門 <small>(一般行政、公営企業等で ▲19.4%)</small> | 平成11年4月1日～16年4月1日(5年間)の実績 (平成11年4月1日～17年4月1日(6年間)の実績) |
| 北海道 | ▲ 8.9% | ▲ 19.4% | ▲ 3.9% (▲ 4.5%) |
| 青森県 | ▲ 4.6% | ▲ 15.2% | ▲ 5.9% (▲ 7.3%) |
| 岩手県 | ▲ 6.0% | ▲ 14.5% | ▲ 4.4% (▲ 6.7%) |
| 宮城県 | ▲ 4.8% | ▲ 5.9% | ▲ 3.5% (▲ 3.6%) |
| 秋田県 | ▲ 8.7% | ▲ 12.2% | ▲ 6.2% (▲ 7.9%) |
| 山形県 | ▲ 5.1% | ▲ 9.1% | ▲ 4.1% (▲ 4.8%) |
| 福島県 | ▲ 8.3% | ▲ 5.9% | ▲ 5.1% (▲ 5.6%) |
| 茨城県 | ▲ 3.6% | ▲ 10.0% | ▲ 2.8% (▲ 3.1%) |
| 栃木県 | ▲ 3.4% | ▲ 6.5% | ▲ 1.9% (▲ 2.1%) |
| 群馬県 | ▲ 3.8% | ▲ 12.1% | ▲ 1.4% (▲ 2.0%) |
| 埼玉県 | ▲ 1.7% | ▲ 7.5% | ▲ 1.5% (▲ 1.2%) |
| 千葉県 | ▲ 3.2% | ▲ 15.1% | ▲ 1.9% (▲ 2.2%) |
| 東京都 | [策定中] | | ▲ 9.5% (▲ 10.5%) |
| 神奈川県 | ▲ 1.4% | ▲ 13.5% | ▲ 2.5% (▲ 2.5%) |
| 新潟県 | ▲ 3.6% | ▲ 8.3% | ▲ 3.9% (▲ 4.8%) |
| 富山県 | [策定中] | | ▲ 5.6% (▲ 6.4%) |
| 石川県 | ▲ 5.1% | ▲ 4.8% | ▲ 4.4% (▲ 5.6%) |
| 福井県 | ▲ 4.6% | ▲ 5.7% | ▲ 2.5% (▲ 3.2%) |
| 山梨県 | ▲ 4.6% | ▲ 11.5% | 0.4% (0.2%) |
| 長野県 | [策定予定] | | ▲ 2.0% (▲ 2.4%) |
| 岐阜県 | ▲ 4.6% | ▲ 12.1% | ▲ 3.1% (▲ 3.1%) |
| 静岡県 | ▲ 7.6% | ▲ 7.7% | ▲ 1.4% (▲ 1.8%) |
| 愛知県 | ▲ 1.5% | ▲ 11.3% | ▲ 2.6% (▲ 2.5%) |
| 三重県 | ▲ 1.1% | ▲ 4.6% | ▲ 4.6% (▲ 4.8%) |

| 都道府県 | 平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 | | (参考) |
|------|-----------------------|--------------|--|
| | 総数 | うち 一般行政部門 | 平成11年4月1日～16年4月1日(5年間)の実績 (平成11年4月1日～17年4月1日(6年間)の実績) |
| 滋賀県 | ▲ 4.3% | ▲ 12.5% | ▲ 0.5% (▲ 1.1%) |
| 京都府 | ▲ 4.8% | ▲ 17.1% | ▲ 3.8% (▲ 4.4%) |
| 大阪府 | — | ▲ 11.1% | ▲ 5.6% (▲ 6.3%) |
| 兵庫県 | ▲ 0.9% | ▲ 5.4% | ▲ 3.9% (▲ 4.2%) |
| 奈良県 | ▲ 9.0% | ▲ 6.9% | ▲ 4.7% (▲ 6.0%) |
| 和歌山県 | ▲ 10.6% | ▲ 10.4% | ▲ 4.9% (▲ 6.3%) |
| 鳥取県 | [公表予定なし] | | 0.7% (1.1%) |
| 島根県 | ▲ 8.5% | ▲ 11.7% | ▲ 3.7% (▲ 5.1%) |
| 岡山県 | ▲ 5.6% | ▲ 11.6% | ▲ 3.7% (▲ 4.2%) |
| 広島県 | ▲ 6.9% | ▲ 16.0% | ▲ 6.3% (▲ 7.8%) |
| 山口県 | ▲ 5.3% | ▲ 8.6% | ▲ 4.4% (▲ 4.8%) |
| 徳島県 | ▲ 4.6% | ▲ 5.4% | ▲ 4.9% (▲ 5.9%) |
| 香川県 | ▲ 4.8% | ▲ 7.9% | ▲ 3.6% (▲ 4.4%) |
| 愛媛県 | ▲ 6.5% | ▲ 10.0% | ▲ 1.3% (▲ 2.6%) |
| 高知県 | ▲ 8.8% | ▲ 14.1% | ▲ 5.8% (▲ 8.8%) |
| 福岡県 | ▲ 4.7% | ▲ 12.0% | ▲ 2.9% (▲ 3.4%) |
| 佐賀県 | ▲ 3.6% | ▲ 6.2% | ▲ 4.3% (▲ 5.1%) |
| 長崎県 | ▲ 3.7% | ▲ 6.0% | ▲ 5.0% (▲ 6.9%) |
| 熊本県 | ▲ 4.8% | ▲ 6.8% | ▲ 3.7% (▲ 4.3%) |
| 大分県 | ▲ 5.4% | ▲ 8.4% | ▲ 6.4% (▲ 7.8%) |
| 宮崎県 | ▲ 4.8% | ▲ 6.2% | ▲ 3.1% (▲ 4.1%) |
| 鹿児島県 | ▲ 6.2% | ▲ 10.0% | ▲ 4.6% (▲ 5.7%) |
| 沖縄県 | ▲ 4.5% | ▲ 5.6% | ▲ 2.6% (▲ 2.9%) |
| 計 | ▲ 4.6% | ▲ 9.6% | ▲ 4.2% (▲ 4.9%) |

(注1)大阪府は、一般行政・公営企業等会計部門のみを公表。
(注2)新潟県は、平成21年4月1日までの純減率。兵庫県は、平成20年4月1日までの純減率。
(注3)一般行政部門の計欄は、一般行政部門を明示している39団体の加重平均。
(注4)速報値のため、数値に異同がある場合がある。

○政令市

(平成18年3月31日現在)

| 政 令 市 | 平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 | (参考) |
|-------|-----------------------|--|
| | 総数 | 平成11年4月1日～16年4月1日(5年間)の実績 (平成11年4月1日～17年4月1日(6年間)の実績) |
| 札幌市 | ▲ 5.5% | ▲ 9.3% (▲ 10.8%) |
| 仙台市 | ▲ 9.7% | ▲ 5.4% (▲ 6.9%) |
| さいたま市 | ▲ 5.5% | 1.1% (0.4%) |
| 千葉市 | ▲ 4.6% | ▲ 2.2% (▲ 2.7%) |
| 横浜市 | [策定中] | ▲ 5.3% (▲ 10.4%) |
| 川崎市 | ▲ 11.5% | ▲ 7.5% (▲ 9.7%) |
| 静岡市 | ▲ 5.0% | ▲ 7.8% (▲ 8.7%) |
| 名古屋市 | ▲ 7.8% | ▲ 7.4% (▲ 9.4%) |
| 京都市 | ▲ 4.6% | ▲ 9.4% (▲ 10.4%) |
| 大阪市 | ▲ 14.7% | ▲ 8.5% (▲ 9.6%) |
| 神戸市 | ▲ 11.5% | ▲ 9.1% (▲ 11.8%) |
| 広島市 | ▲ 3.8% | ▲ 6.8% (▲ 7.5%) |
| 北九州市 | ▲ 10.9% | ▲ 7.2% (▲ 10.5%) |
| 福岡市 | [策定中] | ▲ 0.8% (▲ 1.2%) |
| 計 | ▲ 9.3% | ▲ 6.9% (▲ 8.9%) |

(注)速報値のため、数値に異同がある場合がある。

○都道府県・政令市計

(平成18年3月31日現在)

| 区 分 | 平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 | (参考) |
|------|-----------------------|--|
| | 総数 | 平成11年4月1日～16年4月1日(5年間)の実績 (平成11年4月1日～17年4月1日(6年間)の実績) |
| 都道府県 | ▲ 4.6% | ▲ 4.2% (▲ 4.9%) |
| 政令市 | ▲ 9.3% | ▲ 6.9% (▲ 8.9%) |
| 計 | ▲ 5.3% | ▲ 4.6% (▲ 5.4%) |

(注)平成18年3月31日現在で公表している団体(都道府県42団体、政令市12団体)の加重平均。

市町村合併と行政改革

- **市町村合併は**、首長や議員などの特別職の減少、組織の簡素合理化による一般職員の減少、公共施設の効率的配置等による経常経費の減少等が中長期的に実現されることになり、**行政改革に資する有力な方策**。

新地方行革指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)より

○定員管理の適正化

市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する事務の集約化などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、**適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。**

○給与の適正化

合併を行う市町村において、合併関係市町村に不適正な給与制度・運用・水準が存在する場合には、**合併を機にこれを是正するとともに、合併後の市町村においても、住民への説明責任を果たしながら、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。**

この新地方行革指針に基づき、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「**集中改革プラン**」を公表

市町村合併による財政効率化の具体例

◎ 今回の市町村合併により、首長などの三役が約3,600人、市町村議会議員が約17,600人減少すると見込まれ、これにより、約1,200億円の給料・報酬が減少すると推計される。

■ 職員の人件費や市議会議員の報酬、東京都へ委託している消防事務事業など行政経費を、合併後3年間で約28億円削減。

【東京都西東京市】

■ 人件費が合併しなかった場合と比較して、合併後10年間で約35億円の削減の見込み。

【広島県廿日市市】

■ 合併に伴う議会議員や常勤特別職の減により、人件費が年間4億6千万円削減。

【岐阜県郡上市】

■ 三役、職員等の削減により合併後10年間で約100億円削減見込み。


【静岡県静岡市】

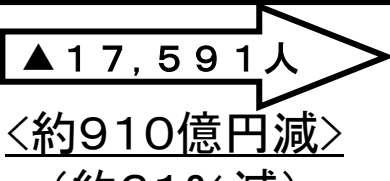
■ 三役等特別職、議会議員、非常勤職員の削減、職員給与の統一により年間7億円削減。

【京都府京丹後市】

市町村合併による三役・議員の減少状況について

首長・市町村議会議員等が、**約2万1千人減少**(首長等▲3,575人、議員▲17,591人)すると見込まれ、給料・報酬が**約1,200億円減少**すると推計される。(1821市町村の場合)

| | 合併前(15年度) |  | 合併後(※1) |
|-------------------------|-----------|---|---------|
| 市町村の三役の数 (首長、助役、収入役) | 9,535人 | | 5,960人 |
| 給料総額 | 780億円 | | 490億円 |

| | 合併前(15年度) |  | 合併後(※1) |
|----------|-----------|--|---------|
| 市町村の議員の数 | 56,533人 | | 38,942人 |
| 報酬総額 | 2,910億円 | | 2,000億円 |

※1 表中「合併後」の「三役の数」は平成18年3月31日の見込み数。「議員の数」は在任特例などの措置終了後のもの。

※2 三役・議員の減員数は、都道府県から聞き取りにより調査したものであり、今後変動する可能性がある

市町村合併の推進

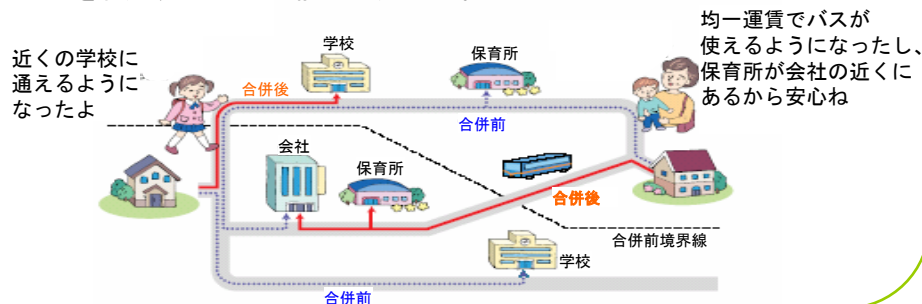
これからは市町村の時代

- 市町村の行財政基盤の強化を図り、住民に身近な市町村が、より充実したサービスを提供し、住みやすいまちづくりを展開できるように市町村合併を推進しています。

住民の利便性の向上

旧市町村の境界を越えた公共施設の利用・サービスが可能になります

例) 新潟市では、合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。



広域的なまちづくり

広域的な視点にたって、まちづくりをより効率的に実施できます

例) 真庭市では、道路等の整備において、地域の個性を活かしたゾーニングにより広い視点からのまちづくりが可能になりました。

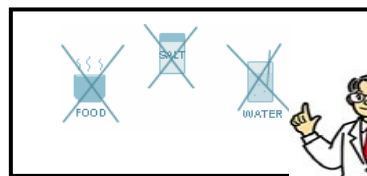


サービスの高度化・多様化

専任の職員・組織を置くことができ、より多様な行政施策の展開が可能になります

例) あさぎり町では、保健師の資格を持った職員が充実し、乳幼児向け予防注射や、成人向けの健康講座を数多く実施できるようになりました。

例) 新居浜市では、無医村であった別子山地区に待望の診療所を開設することができ、地域医療の充実が図られました。



新しいサービスを始められます

行財政の効率化

それぞれのまちが行っていた仕事をまとめ、行財政の効率化が図れます

例) 合併に伴い、市町村の三役(首長、助役、収入役)、議会の議員については全国で2万1千人減少し、給料等は年間1,200億円削減されると見込まれます。

例) 西東京市では、合併によって10年間で約190億円の経費削減が可能になります。

同じ仕事をまとめて出来るから経費が削減できます



市町村合併の推進状況について

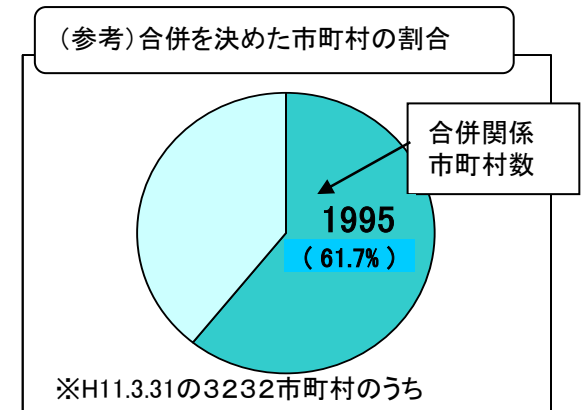
市町村合併の実績（平成11年度以降）



注1 市町村長から都道府県知事への申請済み分で、官報告示を終えたものも含む。
注2 平成18年3月31日までの数値には、合併新法による合併1件を含む。(H18.1.10に高松市が牟礼町を編入)

合併市町村件数

| | H11.4.1～H17.3.31 | H17.4.1～H18.4.1 | 計 |
|------------------|------------------|-----------------|-------|
| 合併件数 | 257 | 326 | 583 |
| 合併関係市町村数 | 968 | 1,027 | 1,995 |
| H11.4.1以降の減少市町村数 | 711 | 701 | 1,412 |



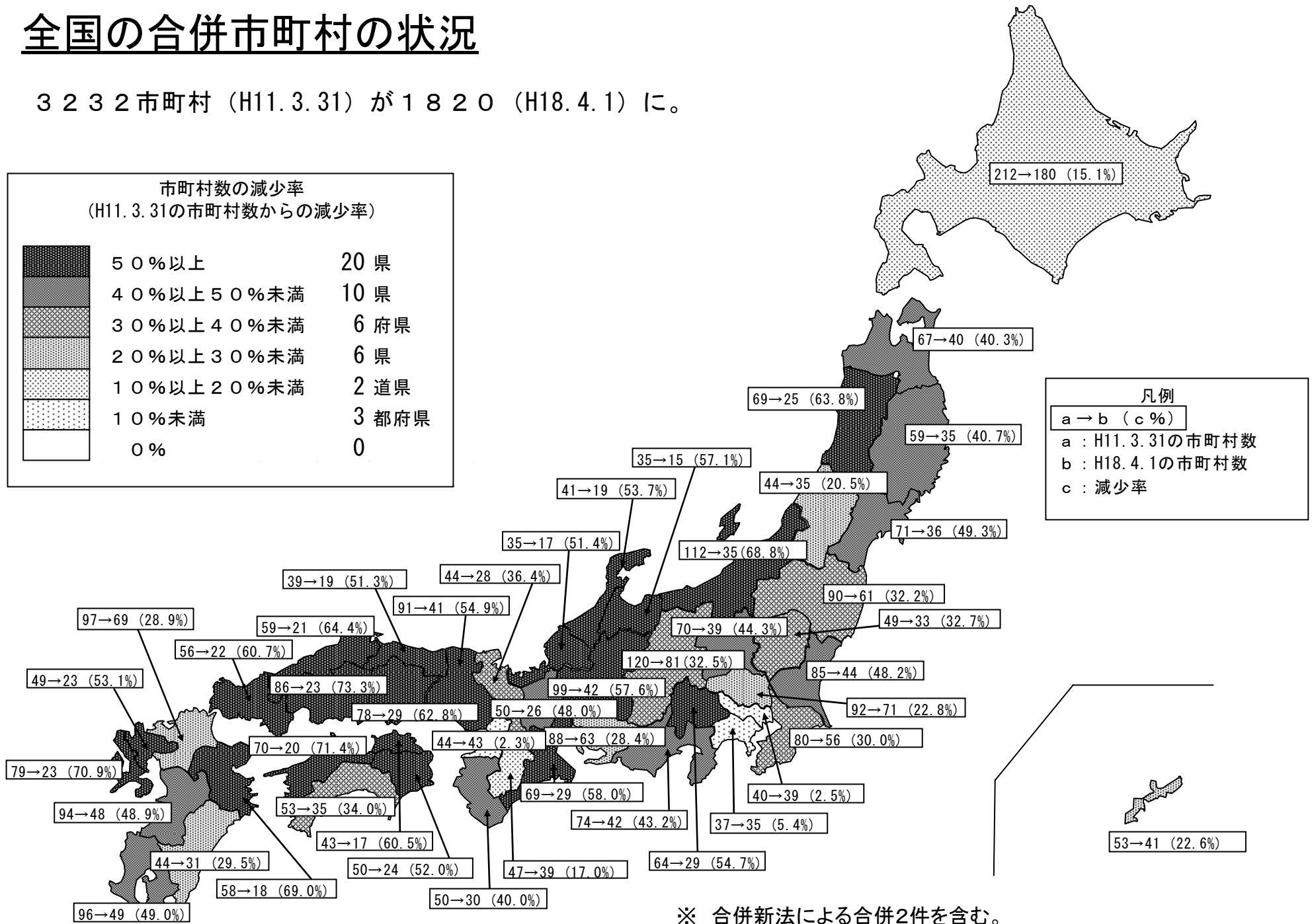
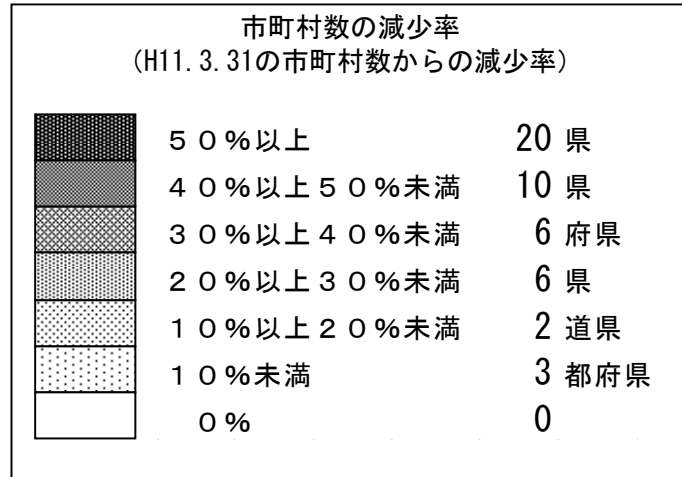
市町村数等の推移

| | 昭和29年9月30日 | 昭和37年1月1日 | 平成11年3月31日 | 平成18年4月1日 |
|------------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 市町村数 | 9,895 | 3,466 | 3,232 | 1,820 |
| うち人口1万人未満 | — | — | 1,537 | 503 |
| 平均人口(人) | 7,864 | 24,555 | 36,387 | 65,535 |
| 平均面積(km ²) | 47.1 | 106.9 | 116.9 | 204.1 |

※ 平成18年4月1日時点の人口は、平成17年国調人口(要計表)ベース。

全国の合併市町村の状況

3 2 3 2 市町村 (H11. 3. 31) が 1 8 2 0 (H18. 4. 1) に。



都道府県別合併の進捗状況

| | 都道府県名 | H11.3.31の市町村数 | | | | H18.4.1の市町村数 | | | | 減少率 |
|----|-------|---------------|-----|-------|-----|--------------|-----|-----|-----|-------|
| | | 内訳 | | | | 内訳 | | | | |
| | | 市 | 町 | 村 | | 市 | 町 | 村 | | |
| 1 | 北海道 | 212 | 34 | 154 | 24 | 180 | 35 | 130 | 15 | 15.1% |
| 2 | 青森県 | 67 | 8 | 34 | 25 | 40 | 10 | 22 | 8 | 40.3% |
| 3 | 岩手県 | 59 | 13 | 30 | 16 | 35 | 13 | 16 | 6 | 40.7% |
| 4 | 宮城県 | 71 | 10 | 59 | 2 | 36 | 13 | 22 | 1 | 49.3% |
| 5 | 秋田県 | 69 | 9 | 50 | 10 | 25 | 13 | 9 | 3 | 63.8% |
| 6 | 山形県 | 44 | 13 | 27 | 4 | 35 | 13 | 19 | 3 | 20.5% |
| 7 | 福島県 | 90 | 10 | 52 | 28 | 61 | 12 | 33 | 16 | 32.2% |
| 8 | 茨城県 | 85 | 20 | 48 | 17 | 44 | 32 | 10 | 2 | 48.2% |
| 9 | 栃木県 | 49 | 12 | 35 | 2 | 33 | 14 | 19 | 0 | 32.7% |
| 10 | 群馬県 | 70 | 11 | 33 | 26 | 39 | 12 | 17 | 10 | 44.3% |
| 11 | 埼玉県 | 92 | 43 | 38 | 11 | 71 | 40 | 30 | 1 | 22.8% |
| 12 | 千葉県 | 80 | 31 | 44 | 5 | 56 | 36 | 17 | 3 | 30.0% |
| 13 | 東京都 | 40 | 27 | 5 | 8 | 39 | 26 | 5 | 8 | 2.5% |
| 14 | 神奈川県 | 37 | 19 | 17 | 1 | 35 | 19 | 15 | 1 | 5.4% |
| 15 | 新潟県 | 112 | 20 | 57 | 35 | 35 | 20 | 9 | 6 | 68.8% |
| 16 | 富山県 | 35 | 9 | 18 | 8 | 15 | 10 | 4 | 1 | 57.1% |
| 17 | 石川県 | 41 | 8 | 27 | 6 | 19 | 10 | 9 | 0 | 53.7% |
| 18 | 福井県 | 35 | 7 | 22 | 6 | 17 | 9 | 8 | 0 | 51.4% |
| 19 | 山梨県 | 64 | 7 | 37 | 20 | 29 | 13 | 9 | 7 | 54.7% |
| 20 | 長野県 | 120 | 17 | 36 | 67 | 81 | 19 | 25 | 37 | 32.5% |
| 21 | 岐阜県 | 99 | 14 | 55 | 30 | 42 | 21 | 19 | 2 | 57.6% |
| 22 | 静岡県 | 74 | 21 | 49 | 4 | 42 | 23 | 19 | 0 | 43.2% |
| 23 | 愛知県 | 88 | 31 | 47 | 10 | 63 | 35 | 26 | 2 | 28.4% |
| 24 | 三重県 | 69 | 13 | 47 | 9 | 29 | 14 | 15 | 0 | 58.0% |
| 25 | 滋賀県 | 50 | 7 | 42 | 1 | 26 | 13 | 13 | 0 | 48.0% |
| 26 | 京都府 | 44 | 12 | 31 | 1 | 28 | 14 | 13 | 1 | 36.4% |
| 27 | 大阪府 | 44 | 33 | 10 | 1 | 43 | 33 | 9 | 1 | 2.3% |
| 28 | 兵庫県 | 91 | 21 | 70 | 0 | 41 | 29 | 12 | 0 | 54.9% |
| 29 | 奈良県 | 47 | 10 | 20 | 17 | 39 | 12 | 15 | 12 | 17.0% |
| 30 | 和歌山県 | 50 | 7 | 36 | 7 | 30 | 9 | 20 | 1 | 40.0% |
| 31 | 鳥取県 | 39 | 4 | 31 | 4 | 19 | 4 | 14 | 1 | 51.3% |
| 32 | 島根県 | 59 | 8 | 41 | 10 | 21 | 8 | 12 | 1 | 64.4% |
| 33 | 岡山県 | 78 | 10 | 56 | 12 | 29 | 15 | 12 | 2 | 62.8% |
| 34 | 広島県 | 86 | 13 | 67 | 6 | 23 | 14 | 9 | 0 | 73.3% |
| 35 | 山口県 | 56 | 14 | 37 | 5 | 22 | 13 | 9 | 0 | 60.7% |
| 36 | 徳島県 | 50 | 4 | 38 | 8 | 24 | 8 | 15 | 1 | 52.0% |
| 37 | 香川県 | 43 | 5 | 38 | 0 | 17 | 8 | 9 | 0 | 60.5% |
| 38 | 愛媛県 | 70 | 12 | 44 | 14 | 20 | 11 | 9 | 0 | 71.4% |
| 39 | 高知県 | 53 | 9 | 25 | 19 | 35 | 11 | 18 | 6 | 34.0% |
| 40 | 福岡県 | 97 | 24 | 65 | 8 | 69 | 27 | 38 | 4 | 28.9% |
| 41 | 佐賀県 | 49 | 7 | 37 | 5 | 23 | 10 | 13 | 0 | 53.1% |
| 42 | 長崎県 | 79 | 8 | 70 | 1 | 23 | 13 | 10 | 0 | 70.9% |
| 43 | 熊本県 | 94 | 11 | 62 | 21 | 48 | 14 | 26 | 8 | 48.9% |
| 44 | 大分県 | 58 | 11 | 36 | 11 | 18 | 14 | 3 | 1 | 69.0% |
| 45 | 宮崎県 | 44 | 9 | 28 | 7 | 31 | 9 | 19 | 3 | 29.5% |
| 46 | 鹿児島県 | 96 | 14 | 73 | 9 | 49 | 17 | 28 | 4 | 49.0% |
| 47 | 沖縄県 | 53 | 10 | 16 | 27 | 41 | 11 | 11 | 19 | 22.6% |
| | | 3,232 | 670 | 1,994 | 568 | 1,820 | 779 | 844 | 197 | 43.7% |

※ 合併新法による合併2件を含む。
 ※ 岩出市の単独市制施行を含む。

1万人未満の市町村数(H17国調人口(要計表)ベース)

| | 都道府県名 | H11.3.31の市町村数 | | | H18.4.1の市町村数 | | |
|----|-------|---------------|-------|--------------|--------------|-----|-------|
| | | 1万人未満 | 構成比 | 1万人未満(H17国調) | 構成比(H17国調) | | |
| | | | | | | | |
| 1 | 北海道 | 212 | 144 | 67.9% | 180 | 114 | 63.3% |
| 2 | 青森県 | 67 | 36 | 53.7% | 40 | 12 | 30.0% |
| 3 | 岩手県 | 59 | 24 | 40.7% | 35 | 10 | 28.6% |
| 4 | 宮城県 | 71 | 27 | 38.0% | 36 | 4 | 11.1% |
| 5 | 秋田県 | 69 | 41 | 59.4% | 25 | 8 | 32.0% |
| 6 | 山形県 | 44 | 17 | 38.6% | 35 | 12 | 34.3% |
| 7 | 福島県 | 90 | 51 | 56.7% | 61 | 30 | 49.2% |
| 8 | 茨城県 | 85 | 15 | 17.6% | 44 | 1 | 2.3% |
| 9 | 栃木県 | 49 | 7 | 14.3% | 33 | 2 | 6.1% |
| 10 | 群馬県 | 70 | 24 | 34.3% | 39 | 10 | 25.6% |
| 11 | 埼玉県 | 92 | 13 | 14.1% | 71 | 3 | 4.2% |
| 12 | 千葉県 | 80 | 18 | 22.5% | 56 | 8 | 14.3% |
| 13 | 東京都 | 40 | 11 | 27.5% | 39 | 11 | 28.2% |
| 14 | 神奈川県 | 37 | 2 | 5.4% | 35 | 2 | 5.7% |
| 15 | 新潟県 | 112 | 57 | 50.9% | 35 | 8 | 22.9% |
| 16 | 富山県 | 35 | 11 | 31.4% | 15 | 1 | 6.7% |
| 17 | 石川県 | 41 | 17 | 41.5% | 19 | 1 | 5.3% |
| 18 | 福井県 | 35 | 18 | 51.4% | 17 | 2 | 11.8% |
| 19 | 山梨県 | 64 | 41 | 64.1% | 29 | 10 | 34.5% |
| 20 | 長野県 | 120 | 77 | 64.2% | 81 | 43 | 53.1% |
| 21 | 岐阜県 | 99 | 56 | 56.6% | 42 | 7 | 16.7% |
| 22 | 静岡県 | 74 | 15 | 20.3% | 42 | 6 | 14.3% |
| 23 | 愛知県 | 88 | 18 | 20.5% | 63 | 6 | 9.5% |
| 24 | 三重県 | 69 | 31 | 44.9% | 29 | 4 | 13.8% |
| 25 | 滋賀県 | 50 | 20 | 40.0% | 26 | 8 | 30.8% |
| 26 | 京都府 | 44 | 21 | 47.7% | 28 | 6 | 21.4% |
| 27 | 大阪府 | 44 | 2 | 4.5% | 43 | 2 | 4.7% |
| 28 | 兵庫県 | 91 | 35 | 38.5% | 41 | 0 | 0.0% |
| 29 | 奈良県 | 47 | 24 | 51.1% | 39 | 18 | 46.2% |
| 30 | 和歌山県 | 50 | 28 | 56.0% | 30 | 11 | 36.7% |
| 31 | 鳥取県 | 39 | 30 | 76.9% | 19 | 7 | 36.8% |
| 32 | 島根県 | 59 | 45 | 76.3% | 21 | 8 | 38.1% |
| 33 | 岡山県 | 78 | 50 | 64.1% | 29 | 5 | 17.2% |
| 34 | 広島県 | 86 | 52 | 60.5% | 23 | 2 | 8.7% |
| 35 | 山口県 | 56 | 33 | 58.9% | 22 | 6 | 27.3% |
| 36 | 徳島県 | 50 | 32 | 64.0% | 24 | 6 | 25.0% |
| 37 | 香川県 | 43 | 17 | 39.5% | 17 | 1 | 5.9% |
| 38 | 愛媛県 | 70 | 42 | 60.0% | 20 | 2 | 10.0% |
| 39 | 高知県 | 53 | 37 | 69.8% | 35 | 19 | 54.3% |
| 40 | 福岡県 | 97 | 22 | 22.7% | 69 | 11 | 15.9% |
| 41 | 佐賀県 | 49 | 25 | 51.0% | 23 | 6 | 26.1% |
| 42 | 長崎県 | 79 | 55 | 69.6% | 23 | 4 | 17.4% |
| 43 | 熊本県 | 94 | 58 | 61.7% | 48 | 16 | 33.3% |
| 44 | 大分県 | 58 | 38 | 65.5% | 18 | 1 | 5.6% |
| 45 | 宮崎県 | 44 | 19 | 43.2% | 31 | 11 | 35.5% |
| 46 | 鹿児島県 | 96 | 54 | 56.3% | 49 | 19 | 38.8% |
| 47 | 沖縄県 | 53 | 27 | 50.9% | 41 | 19 | 46.3% |
| | 計 | 3,232 | 1,537 | 47.6% | 1,820 | 503 | 27.6% |

※ H11.3.31の1万人未満の市町村数は、H7国勢調査人口による。
 ※ H18.4.1の1万人未満の市町村数は、H17国勢調査人口(要計表)による。
 ※ 合併新法下での合併2件を含む。

市町村の推移【広島県】

平成17年度末

2,876,762万人

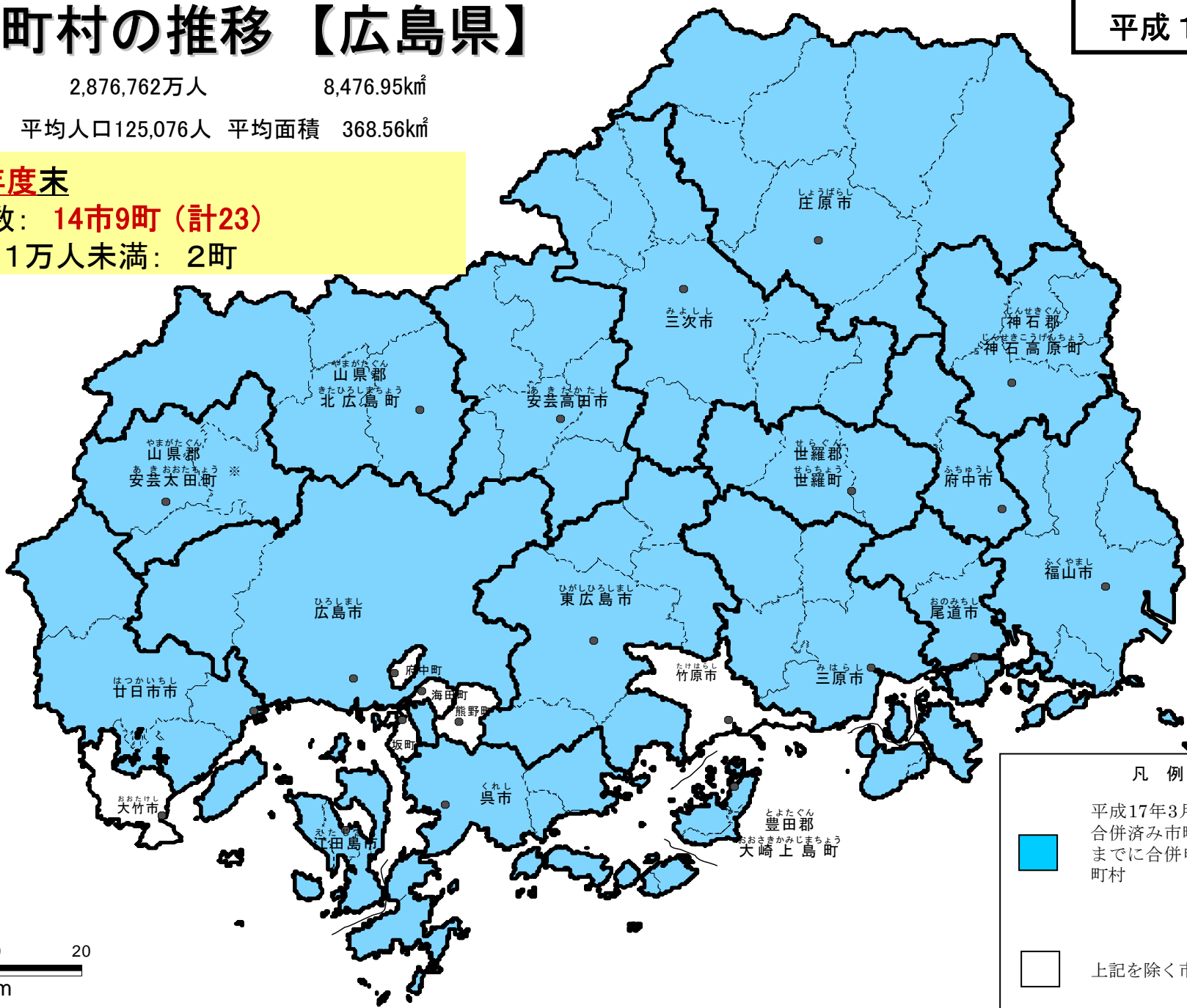
8,476.95km²

平均人口125,076人 平均面積 368.56km²

平成17年度末

市町村数: 14市9町 (計23)

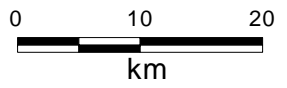
うち人口1万人未満: 2町



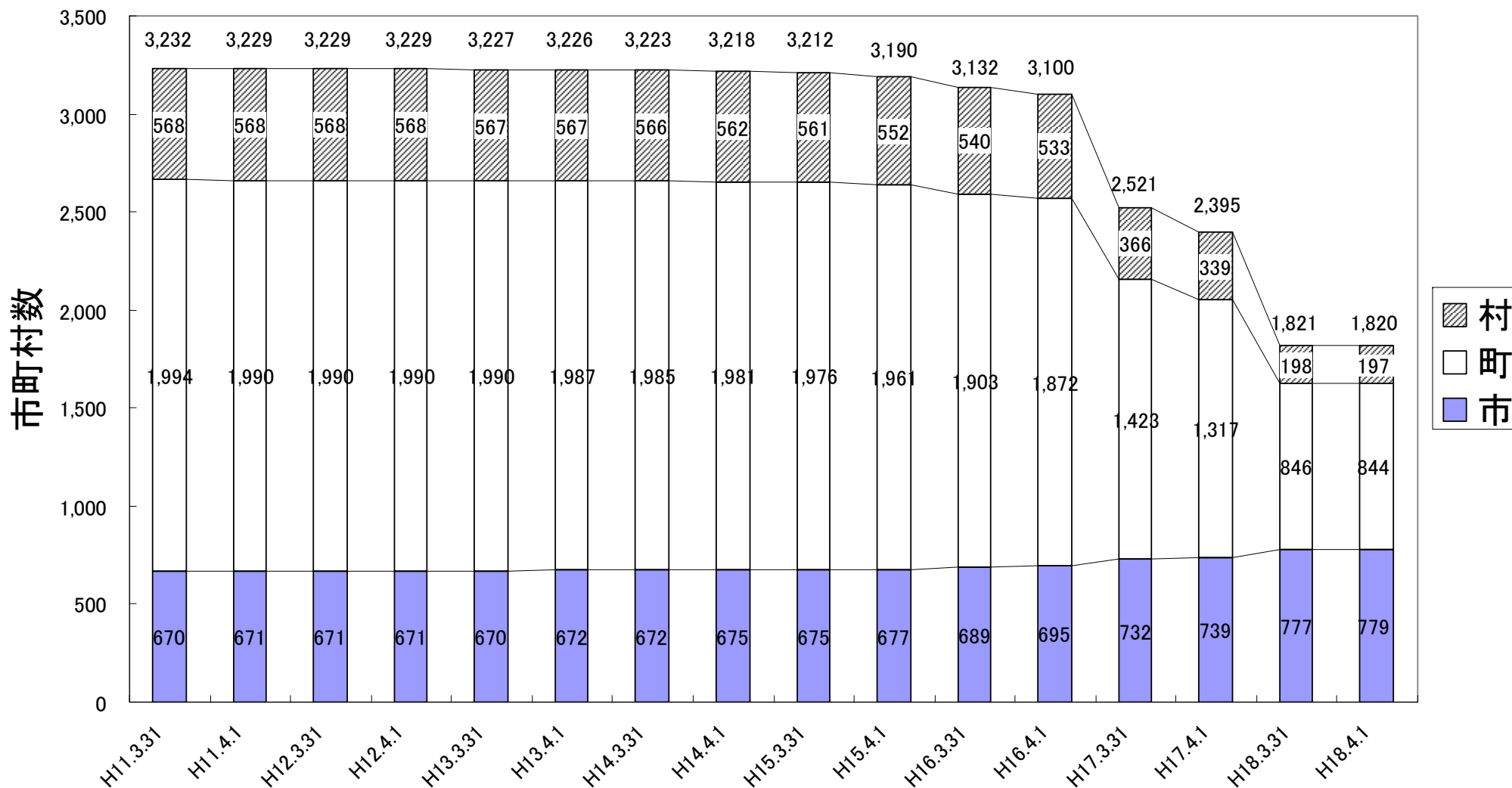
凡例

平成17年3月31日時点で
合併済み市町村及び同日
までに合併申請済みの市
町村

上記を除く市町村



市町村数の推移グラフ(年度末、年度当初版)



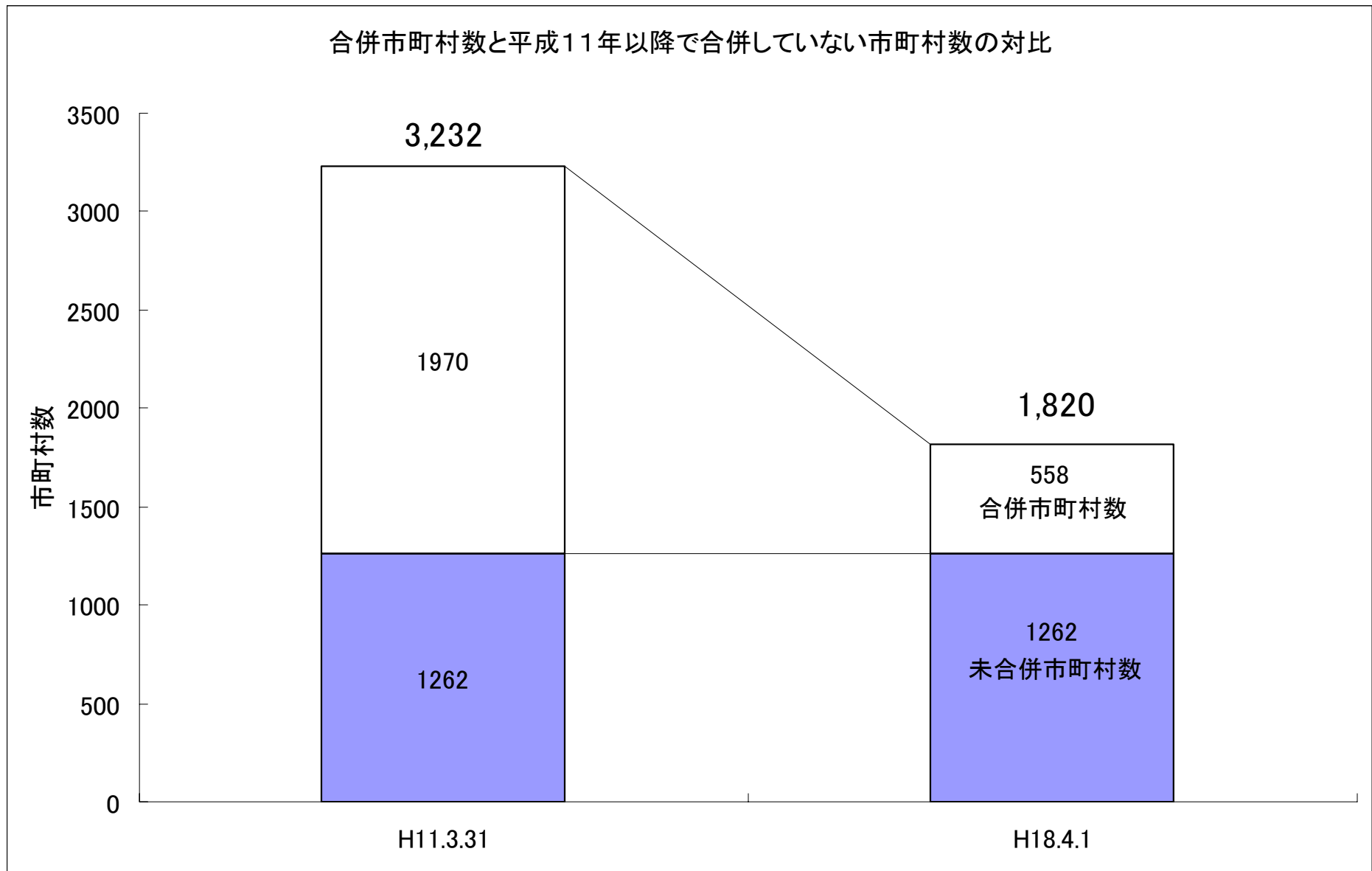
合併件数(H18. 4. 1)

| | 件数 | 合併関係 市町村数 | 市町村数 | |
|----------------------|-----|--------------|-------|---------|
| | | | 前年度末 | 当年度末 |
| H11年度 | 1 | 4 | 3,232 | 3,229 |
| H12年度 | 2 | 4 | 3,229 | 3,227 |
| H13年度 | 3 | 7 | 3,227 | 3,223 |
| H14年度 | 6 | 17 | 3,223 | 3,212 |
| H15年度 | 30 | 110 | 3,212 | 3,132 |
| H16年度 | 215 | 826 | 3,132 | 2,521 |
| H17年度 | 325 | 1,025 | 2,521 | 1,821 |
| H18年度 (H18.4.1まで) | 1 | 2 | 1,821 | (1,820) |
| 計 | 583 | 1,995 | / | / |

※H17年度には、新法による合併1件を含む。

※H18年度はH18.4.1までの数字。

合併市町村数と平成11年以降で合併していない市町村数の対比



※ 段階的に合併した市町村については、1団体としてカウントしている。

市町村合併による人口段階別の人口・面積の変化

| | H11.3.31 | | | H18.4.1 | | |
|--------------|----------|------------------------|----------------------|---------|------------------------|----------------------|
| | 団体数 | 人口 | 面積(km ²) | 団体数 | 人口 | 面積(km ²) |
| 50万人以上 | 21 | 24,459,688 (20.8%) | 7,910 (2.1%) | 26 | 29,778,934 (25.0%) | 13,423 (3.6%) |
| 30万人以上50万人未満 | 43 | 16,672,731 (14.2%) | 11,025 (3.0%) | 46 | 17,668,129 (14.8%) | 16,061 (4.3%) |
| 20万人以上30万人未満 | 41 | 10,139,015 (8.6%) | 7,624 (2.1%) | 40 | 9,788,677 (8.2%) | 11,645 (3.1%) |
| 10万人以上20万人未満 | 115 | 15,609,766 (13.3%) | 13,901 (3.7%) | 150 | 20,702,612 (17.4%) | 38,851 (10.5%) |
| 5万人以上10万人未満 | 227 | 15,738,410 (13.4%) | 24,690 (6.7%) | 276 | 19,142,712 (16.0%) | 60,481 (16.3%) |
| 3万人以上5万人未満 | 262 | 10,015,674 (8.5%) | 30,248 (8.2%) | 265 | 10,238,169 (8.6%) | 55,738 (15.0%) |
| 1万人以上3万人未満 | 986 | 16,620,311 (14.1%) | 101,818 (27.4%) | 514 | 9,289,378 (7.8%) | 86,469 (23.3%) |
| 1万人未満 | 1,537 | 8,347,037 (7.1%) | 173,826 (46.8%) | 503 | 2,665,154 (2.2%) | 88,730 (23.9%) |
| 全国計 | 3,232 | 117,602,632 (100.0%) | 371,040 (100.0%) | 1,820 | 119,273,765 (100.0%) | 371,397 (100.0%) |
| (参考)全国平均 | | 36,387 | 114.8 | | 65,535 | 204.1 |

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。

※ H18.4.1の人口は、平成17年国勢調査人口(要計表)による。

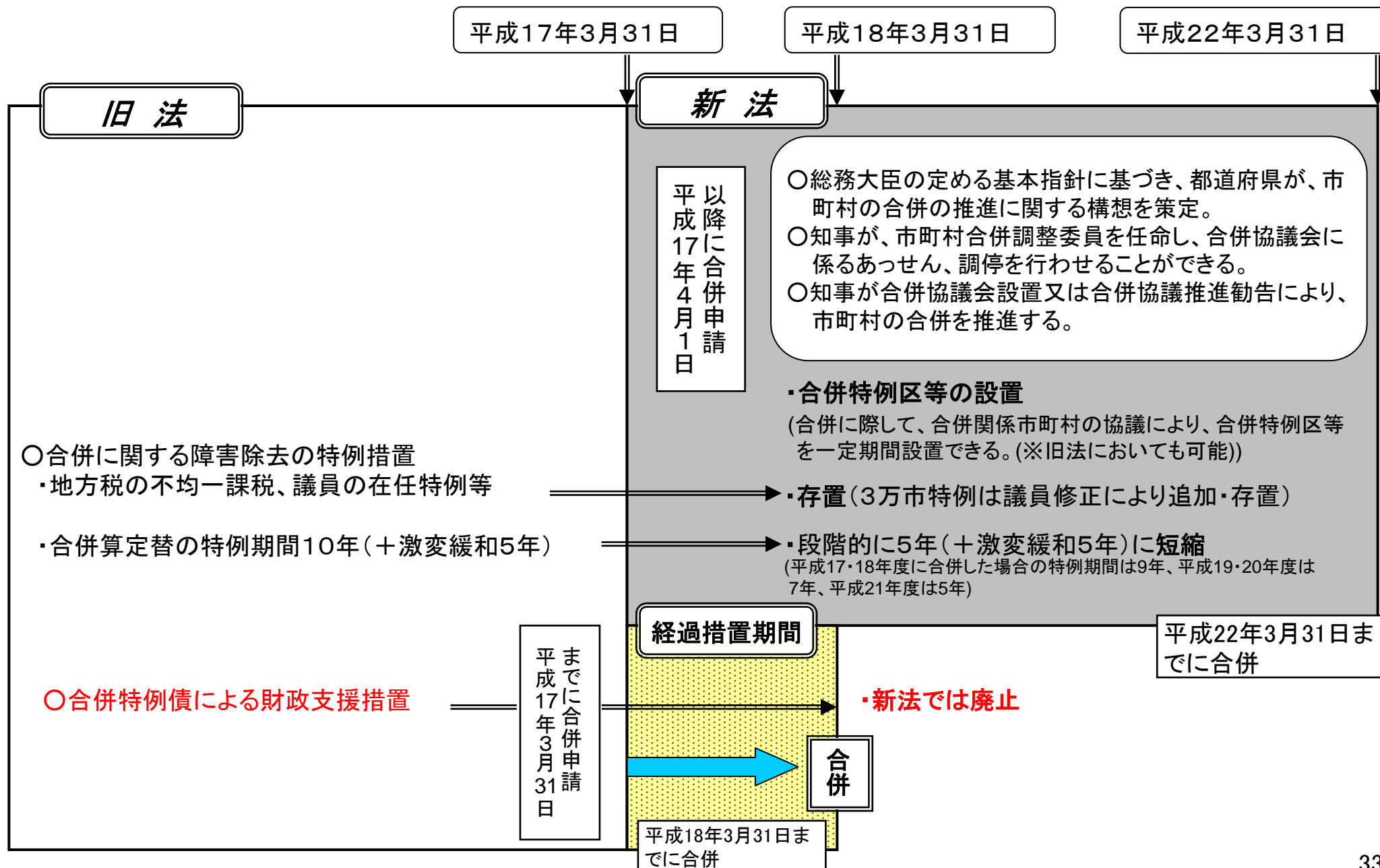
※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。

※ H18.4.1の面積は、「全国市町村要覧(平成17年度版)」の面積による。

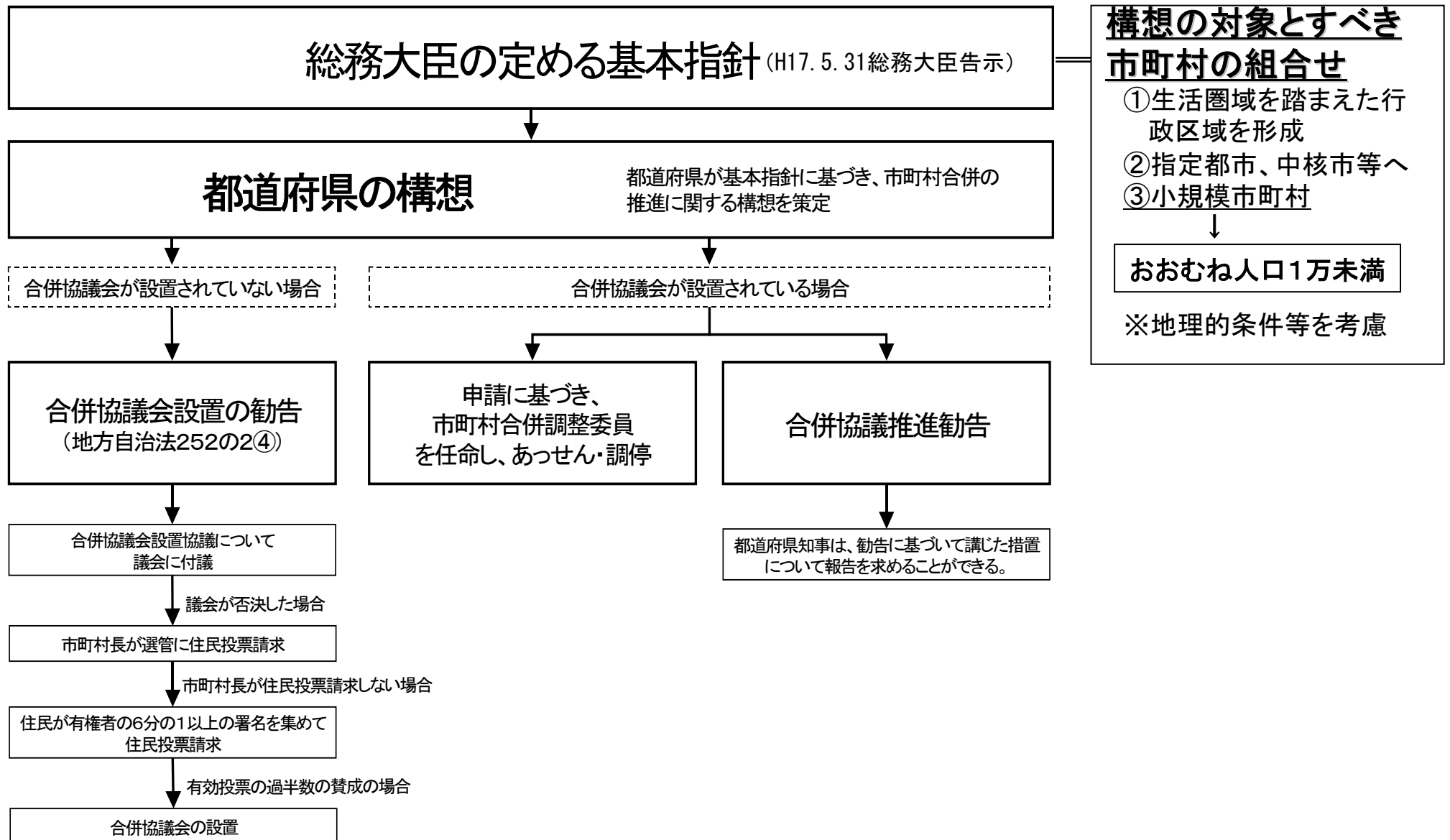
市町村数の変遷

| 年月 | 市 | 町 | 村 | 計 | 備考 |
|----------|-----|----------|--------|---------------|---|
| 明治21年 | — | (71,314) | | 71,314 | 明治の大合併 市制町村制施行（明22. 4. 1） |
| 22年 | 39 | (15,820) | | 15,859 | |
| 大正11年 | 91 | 1,242 | 10,982 | 12,315 | |
| 昭和20年10月 | 205 | 1,797 | 8,518 | 10,520 | |
| 昭和22年 8月 | 210 | 1,784 | 8,511 | 10,505 | 地方自治法施行 |
| 28年10月 | 286 | 1,966 | 7,616 | 9,868 | 昭和の大合併 町村合併促進法施行 新市町村建設促進法施行 町村合併促進法失効 新市町村建設促進法一部失効 |
| 31年 4月 | 495 | 1,870 | 2,303 | 4,668 | |
| 31年 9月 | 498 | 1,903 | 1,574 | 3,975 | |
| 36年 6月 | 556 | 1,935 | 981 | 3,472 | |
| 37年10月 | 558 | 1,982 | 913 | 3,453 | 市の合併の特例に関する法律施行 |
| 40年 4月 | 560 | 2,005 | 827 | 3,392 | 市町村の合併の特例に関する法律施行 |
| 50年 4月 | 643 | 1,974 | 640 | 3,257 | 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 |
| 60年 4月 | 651 | 2,001 | 601 | 3,253 | 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 |
| 平成 7年 4月 | 663 | 1,994 | 577 | 3,234 | 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 |
| 11年 4月 | 671 | 1,990 | 568 | 3,229 | 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行 |
| 14年 4月 | 675 | 1,981 | 562 | 3,218 | 地方自治法等の一部を改正する法律一部施行 |
| 16年 5月 | 695 | 1,872 | 533 | 3,100 | 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 |
| 17年 4月 | 739 | 1,317 | 339 | 2,395 | 市町村の合併の特例等に関する法律施行 |
| 18年 3月 | 777 | 846 | 198 | 1,821 | （合併新法による合併 1 件を含む。） |
| 18年 4月 | 779 | 844 | 197 | 1,820 | |

旧合併特例法と合併新法との比較



市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)



総務大臣の定める基本指針の概要

【平成17年5月31日総務大臣告示第648号】

- 合併新法第58条において、総務大臣が自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(基本指針)を定めることとされている。
- 都道府県は、同法第59条により、基本指針に基づき、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成し、合併を推進することとなるもの。
- なお、構想を作成、変更しようとするときは、あらかじめ、「市町村合併推進審議会」の意見を聴かなければならないこととされている。
- 基本指針の中核部分である「構想の内容」の概要は以下のとおり。

構想には次に掲げる内容を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、構想対象市町村の組合せを示す。なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね以下に掲げる市町村をその対象とする。

- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮する。

(4) 都道府県において自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

政令指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

政令指定都市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置(保健所設置市が行う事務)
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の利用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の認可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

構想作成に向けた審議状況

H18.4.1 現在

| | 都道府県数 | 備考 |
|---------------|-------|--|
| 審議会設置条例を制定済み | 34 | うち群馬県、京都府、香川県、長崎県については審議会委員を選考中 |
| うち構想を作成済み | 12 | 宮城県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、静岡県、奈良県、和歌山県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| うち知事へ答申済み | 3 | 岩手県、福岡県、熊本県 |
| うち構想を検討中 | 13 | |
| うち構想を18年度内に作成 | 9 | 北海道、千葉県、滋賀県、大阪府、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県 |
| うち構想作成時期が未定 | 4 | 青森県、茨城県、神奈川県、愛知県 |
| その他 | 6 | 秋田県(動きがあれば検討)、群馬県(動きがあれば検討)、京都府(動きがあれば検討)、兵庫県(動きがあれば検討)、愛媛県(要否も含め検討)、長崎県(動きがあれば検討) |

※ 設置条例未制定団体(13団体:東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、佐賀県、大分県)についても、市町村に動きがあれば構想を検討するとしている。

合併新法の下における市町村合併の推進状況について

◆ 合併の状況等

◎平成18年1月10日：香川県高松市と木田郡牟礼町が合併して高松市に（高松市への編入合併）

◎平成18年4月 1日：愛知県海部郡弥富町と同郡十四山村が合併して弥富市に
（弥富町への編入合併と同時に市制施行）

◎平成18年10月1日：福岡県八女市と八女郡上陽町が合併して八女市に（八女市への編入合併）
（予定）

◆ 合併協議会等の設置状況（平成18年4月1日時点） ※精査中につき暫定数

◎現在協議中の合併協議会等の設置状況

| | 法定協議会(注) | 任意協議会 | その他研究会 | 合計 |
|--------|----------|-------|--------|-----|
| 設置数 | 14 | 1 | 11 | 26 |
| 構成市町村数 | 33 | 3 | 82 | 118 |

(注)旧法下で設置された法定協についても、新法下で設置されたものとして取り扱うこととされている。
(市町村の合併の特例等に関する法律附則第4条)

◎上記のうち平成17年4月1日以降に設置されたもの

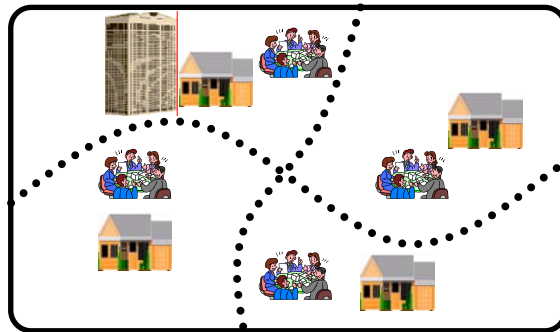
| | 法定協議会 | 任意協議会 | その他研究会 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|----|
| 設置数 | 9 | 1 | 4 | 14 |
| 構成市町村数 | 22 | 3 | 21 | 46 |

旧合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ

一般制度

○ 地域自治区の設置

A市

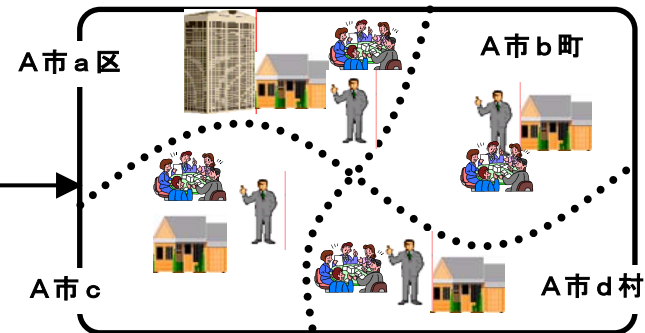


- 【特徴】
- ・法人格：なし
 - ・区長：一
 - ・期限：なし
 - ・地域自治区の名称
=使えない（町字名で
用いることは可）

特例

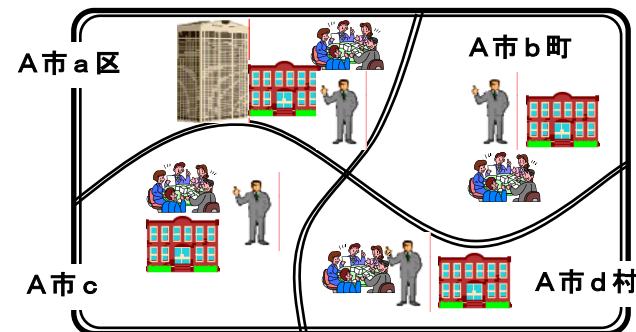
合併時の特例

- ① 合併して一つの市町村となる。
- ② 地域審議会の設置
- ③ 合併に係る地域自治区の設置



- 【特徴】
- ・法人格：なし
 - ・区長：置ける
 - ・期限：市町村の協議
で定める期間
 - ・地域自治区の名称
=住所の表示に冠するが、
名称は自由

④ 合併特例区の設置



- 【特徴】
- ・法人格：あり
(特別地方公共団体)
 - ・区長：置く
 - ・期限：5年以内で規約
で定める期間
 - ・合併特例区の名称
=住所の表示に冠するが、
名称は自由

【凡例】



役所・役場



= 地域審議会
= 地域協議会
= 合併特例区協議会



地域自治区



合併特例区



区長

地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況

◇地域審議会 → 230団体※

H12
導入

◇地域自治区(一般制度) → 17団体(93自治区)

◇地域自治区(合併特例) → 38団体(101自治区)

H16
導入

◇合併特例区 → 6団体(14特例区)

※ 段階的に合併した市町村については、1団体としてカウントしている。

※ 平成18年4月1日までに合併予定の市町村の設置状況(調査時点:平成17年3月31日)。

合併市町村件数 583(平成18年4月1日時点)

合併新法下での市町村合併の推進体制について

① 政府・市町村合併支援本部⇒引き続き支援

市町村合併を強力に推進するため、引き続き各省庁が連携・協力して、市町村合併を支援していく。

(平成17年6月3日 本部決定)

構成メンバー

○本部長:総務大臣

○副本部長:内閣官房副長官(政務)

総務副大臣

○本部員:他のすべての副大臣

○参与:すべての大臣政務官

(平成13年3月27日閣議決定)

② 「新市町村合併支援プラン」の決定

各省庁と連携・協力して、合併新法下における支援本部としての支援策をとりまとめた。

経緯

17年6月3日 第8回 政府・市町村合併支援本部
合併新法下でも、新たな支援プランをとりまとめることを決定

17年8月31日 第9回 政府・市町村合併支援本部
新支援プランを決定

新市町村合併支援プランのポイント

【平成17年8月31日 市町村合併支援本部決定】

1. 地方行財政上の支援策(19項目)

- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置(起債措置)
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置(起債措置)
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置(特交措置)
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

2. 関係省庁の連携による支援策(67事業)

- | | |
|-----------------------------|------|
| ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備(道路の整備等) | 14事業 |
| ② 豊かな生活環境の創造(廃棄物処理対策の推進等) | 21事業 |
| ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 | 2事業 |
| ④ 次世代を担う教育の充実 | 4事業 |
| ⑤ 新世紀に適応した産業の振興 | 20事業 |
| ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり | 6事業 |